

議案第 6 号

橋本市手数料条例の一部を改正する条例について

橋本市手数料条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 29 年 6 月 12 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市手数料条例の一部を改正する条例

橋本市手数料条例(平成18年橋本市条例第75号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(事務の種類及び金額) 第2条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 住民票又は除かれた住民票の写しの交付 1件につき 300円 ただし、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線)で接続された市又は民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書等を受けた場合にあるものをいう。以下同じ。)による申請に基づき交付を受けた場合は、1件につき200円とする。</p> <p>(9)～(13) 略</p> <p>(14) 印鑑に関する証明 1件につき 300円 ただし、多機能端末機による申請に基づき交付を受けた場合にあっては、1件につき200円とする。</p> <p>(15) 印鑑登録証の再交付 1件につき 300円</p> <p>(16)～(53) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(事務の種類及び金額) 第2条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 住民票又は除かれた住民票の写しの交付 1件につき 300円 ただし、橋本市民カードを利用して自動交付機による住民票の写しの交付を受けた場合及び多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線)で接続された市又は民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書等を受けたものをいう。以下同じ。)による申請に基づき交付を受けた場合にあつては、1件につき200円とする。</p> <p>(9)～(13) 略</p> <p>(14) 印鑑に関する証明 1件につき 300円 ただし、橋本市民カードを利用して自動交付機による印鑑に関する証明を受けた場合及び多機能端末機による申請に基づき交付を受けた場合にあつては、1件につき200円とする。</p> <p>(15) 市民カードの再交付 1件につき 300円</p> <p>(16)～(53) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。